

千葉県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金について

<令和6年7月8日更新>

- 当該交付金の交付申請の受付を、令和6年7月8日（月曜日）午前9時に開始しました。
- 交付金の申請手続き及び問合せ等は、千葉県処遇改善臨時特例交付金事務局が対応します。
- 本制度に関する問い合わせは、厚生労働省のコールセンターにお問い合わせください。
- 交付申請の最終期限は、下記のとおり令和6年7月31日（水曜日）となります。

概要

障害福祉サービスに従事する職員の方を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、職員の収入を2%程度（月額6,000円相当）引き上げるための措置を令和6年2月から実施する障害福祉サービス・事業所等に対し補助金を交付するものです。

対象要件

交付金を受けとるためには、以下の3つの要件を満たす必要があります。

- 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していること（令和6年4月サービス提供分からの算定が必要）。
- 令和6年2月分から賃金改善を実施していること（令和6年2月分、3月分は一時金等による賃金改善も可能）。
- 交付金の全額を賃金改善に充てること。かつ、令和6年4月分、5月分の交付額の3分の2以上を基本給等の引上げに充てること。
 - 基本給等の引上げ(月給の改善)とは、「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」の引上げをいいます。
 - 基本給等に充てた額以外の方は、賞与・一時金等による賃金改善に充てることで、全体として交付金の額を上回る賃金改善を行うことが必要です。

県の交付要綱

[令和5年度福祉・介護職員処遇改善支援事業交付金交付要綱 \(PDF: 961.5KB\)](#) (以下「県の交付要綱」という。)

交付申請・処遇改善計画書等の作成・提出について

交付申請等の書類の受付、審査及び問い合わせについては、千葉県が委託した以下の事業者を事務局として実施します。

千葉県処遇改善臨時特例交付金事務局（受託者 株式会社エイチ・アイ・エス）

- 住所 〒260-0031 千葉県千葉市中央区新千葉2-12-1 第11東ビル3階
- 電話 050-1706-0435
- 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜、日曜、祝日を除く）

申請等の手続きについて

電子申請

[千葉県処遇改善臨時特例交付金事務局交付申請フォーム](#)

(URL <https://krs.bz/his/m/nehnsznikhsgjkbhbc6986>)

- 上記の申請フォームから、原則として電子申請により手続きをお願いします。

郵送による申請

住所 〒260-0031 千葉県千葉市中央区新千葉2-12-1 第11東ビル3階

宛名 千葉県処遇改善臨時特例交付金事務局

- 上記の住所宛てに、交付申請に係る書類を送付してください。
- 郵送の場合には、相手方に送達したことが確認できる追跡サービス等の利用をお願いします。

申請期限について

第1次締切期限（令和6年8月交付決定分）

令和6年7月12日(金曜日)まで

- 電子申請の場合は、午後5時までに申請完了
- 郵送の場合は、当日必着
- 第1次締切期限までに申請いただきましても申請書類に補正が必要な場合は令和6年9月の交付決定となります。

第2次締切期限（令和6年9月交付決定分）

令和6年7月31日(水曜日)まで

- 電子申請の場合は、午後5時までに申請完了
- 郵送の場合は、当日消印有効

交付申請に係る書類

交付申請様式（県の交付要綱第7条第1項）

- [交付申請書（第1号様式）](#) [処遇改善計画書（別紙様式2-1）](#)、[計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式2-2）](#)（エクセル：194.5KB）
 - Excelシートの「基本情報入力シート」をお読みいただき、必要な情報を入力してください。
- [誓約書（別紙様式1）](#)（ワード：18.8KB）
- [役員等名簿（別紙様式6）](#)（エクセル：18.2KB）

PDF形式

- [交付申請書（第1号様式）](#)（PDF：38.1KB）
- [処遇改善計画書（別紙様式2-1）](#)（PDF：86.6KB）
- [計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式2-2）](#)（PDF：51.2KB）
- [誓約書（別紙様式1）](#)（PDF：84.1KB）
- [役員等名簿（別紙様式6）](#)（PDF：38.3KB）

交付申請様式の記載例

- [記入例（障害者）処遇改善計画書](#)（PDF：161.9KB）
- [記入例（障害児）処遇改善計画書](#)（PDF：452.7KB）

その他の提出書類（必要な場合のみ）

特別な事情に係る届出書（県の交付要綱第5条第2項）

事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、以下の事項を記載した特別な事情に係る届出書（別紙様式5）を交付申請時に併せて届け出ること。

1. 当該法人の収支（障害福祉サービスに限る）について、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容。
 2. 福祉・介護職員等の賃金水準の引下げの内容。
 3. 当該法人の経営及び福祉・介護職員等の賃金水準の改善の見込み。
 4. 賃金水準を引き下げることに適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法等について。
- [特別な事情に係る届出書（別紙様式5）](#)（エクセル：25.2KB）
 - [特別な事情に係る届出書（別紙様式5）](#)（PDF：48.8KB）

交付金の振込先口座を確認できる資料（介護給付費等の債権譲渡を行っている場合のみ）

別紙様式2-2で「債権譲渡がある場合、別途届け出た口座」を選択した場合は、以下により必要書類を送付してください。

電子申請

[千葉県処遇改善臨時特例交付金事務局交付申請フォーム](#)の指示に従って入力し、通帳の写しを添付してください。

郵送による申請

交付金の振込口座となる通帳の写し（表紙及び見開きの2種類）を、交付申請に係る書類と一緒に送付してください。

- 個人開設の場合は、開設者名義のものに限ります。
- 法人開設の場合は、法人又は法人代表者の名義のものに限ります。

績報告書等の作成・提出について

- 交付申請等の手続きが終了し、交付決定を行う時期（令和6年8月以降）にお知らせします。

今後のスケジュール

- 令和6年7月12日期限までに申請（不備がないもの）いただいた法人等は、令和6年8月下旬の交付決定を予定しています。
- 令和6年7月31日期限までに申請いただいた法人等は、令和6年9月下旬の交付決定を予定しています。
- 交付決定を通知すると同時に、請求書の提出依頼をさせていただきます。
- 提出いただいた請求書に基づき、交付金を指定の口座にお支払いします。
- 交付金の受領後、実績報告書を提出いただくこととなります（令和6年8月以降に案内させていただきます）。

国の実施要綱等・リーフレット

国の実施要綱・交付要綱

厚生労働省

[令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実施要綱（PDF：375KB）](#)

[令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付要綱（PDF：161.9KB）](#)

こども家庭庁（令和6年2月8日付け事務連絡）

[令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実施要綱（PDF：361.4KB）](#)

[令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付要綱（PDF：95.9KB）](#)

Q&A

[令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に関するQ&A（令和6年2月8日）（PDF：342.2KB）](#)

リーフレット

[福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金リーフレット（PDF：185.9KB）](#)

厚生労働省コールセンター（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金等）

電話番号 050-3733-0230

受付時間 午前9時から午後6時まで（土曜日及び日曜日を含む）

お問い合わせ

所属課室：健康福祉部障害福祉事業課地域生活支援班

電話番号：043-223-2335

ファックス番号：043-222-4133

[メールでお問い合わせ](#)

千葉県庁

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話番号：043-223-2110（代表）

法人番号：4000020120006